

大 教 学 給 発 第 2 1 号  
平 成 2 5 年 1 1 月 2 2 日

東大和市学校給食センター運営委員会  
会 長 殿

東大和市教育委員会  
委員長

東大和市新学校給食センターの運営方法について（諮問）

東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条第1項の規定に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

- (1) 新学校給食センター調理及び配膳業務の民間委託化について
- (2) 民間委託の業務範囲について
- (3) 民間委託化の際に留意すべき事項について

2 諮問理由

東大和市は「東大和市学校給食基本計画」（平成24年11月策定）に基づき、平成29年4月からの稼働を目指し、新学校給食センター建設事業を進めております。市では「東大和市第4次行政改革大綱」（平成24年1月策定）において、民間活力の更なる推進を掲げています。

調理業務については、現在、学校給食調理を担う市の技能労務職員は「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」（平成20年3月）に基づく退職者不補充により職員数が抑制され、非正規職員が増加しています。一方、民間委託とした場合は給食調理の向上、業務の効率性向上等のメリットが期待でき、給食の充実につなげることができます。

配膳業務については、現在、非正規職員が担っておりますが、休暇取得の際には、調理員の臨時職員が代替勤務しています。したがって調理業務を民間委託した場合は、配膳業務についても併せて民間委託する必要があります。

また、民間委託する際の業務範囲及び留意すべき事項についても、慎重な検討が必要であると考えます。

つきましては、前項内容について、よろしくご審議のうえ答申をお願いいたします。

3 答申時期

平成26年2月末